

TOSHIN STUDY New 83

東神油槽船株式会社 令和2年5月12日 B.Y安全管理室

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【改正油賠法の内容について】

「油賠法」と呼ばれている「船舶油濁賠償保障法」という法律がありますが、その一部が改正され、今年の10月から新たな制度が施行（＝法律の効力が生じること）されます。今回はその内容について述べていきたいと考えています。

【そもそも油賠法って？…過去に本来と違う主旨の条文追加が行われている】

油賠法については、制定当時は「油濁損害補償法」という名前で、76号で詳細を説明した通り、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（通称「船責法」または「船主責任制限法」）では保証しきれない黒油タンカーの貨物等による油濁損害賠償を条約に基づき追加で補填するための法律でしたが、2004年に一般船舶に対し燃料油による油濁損害賠償及び対応できる保険の加入を義務付けています（注：本改正は条約に基づく改正ではなく、とある国から日本に入港する船舶が無保険のうえ、海難を起こしても賠償をほとんど行わないという事案が何件も発生したことによると言われています）。この際に法律名も「船舶油濁損害補償法」と名前を変えています。



(本文とは関係ありません)

【今回の改正の基になったのは2つの条約…外航船には既に】

今回の改正は以下の2つの条約を批准するための改正です。

- ① 「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」

船舶の種類を問わず（ただし公船などは除きます）、一定以上の大きさの船舶に燃料油による損害について支払い能力を有することが必要で、保険の加入を義務付けるとともに保険会社にも契約上の理由で支払いを拒否することを制限し、政府がそれを証明する必要があります。

② 「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（ナイロビ条約）」
海難により、座礁や沈没した船骸を放置されないよう、バンカー条約と同様の
対策を求めています（対象には船体だけでなく、積荷も含まれています）。
これらの条約への批准国が規定に達したため、発効したことによります。

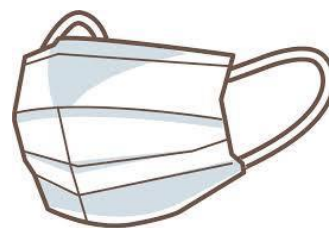
【今回の改正で船に求められていること】

今年の10月1日から、内航の国際総トン数300トン以上の船舶に対して燃料油による油濁損害を補償できる保険に加入していることを政府が証明する証書と、難破物除去費用を補償できる保険に加入していることを政府が証明する証書を保有していることが必要となります。なお、各証明書はそれぞれの保険の期間のみの期限となるため、毎年申請・交付がそれぞれ必要になり、その手続きは会社が各本局に申請する必要があります。また船舶はその証書を船内に保管しておく必要があります。

締め切り前になる申請窓口が混乱することが予測されるため、早目に手続きを終わらせたいと考えていますので、受領した際には、他の証書類同様に保管をお願いいたします。

【編集後記】

新型コロナウイルスが猛威をふるっています。感染状況や安全対策は、日々更新されており、連日報道がありますので、東神スタディには掲載しないことにしました。不安も大きいと思いますが、感染症というのはきちんと予防対策を実施していればかなりの確度で予防することができます。消毒用アルコールがなくても、普通の石鹸で時間をかけて手首まできちんと洗い流せば大丈夫です。必要以上に心配する必要はありませんが、的確な予防措置を引き続きお願いいたします。



以上